

時代区分II (2)-②竹島に対する継続的な行政権の行使を示す資料(所轄)

隠岐島に島庁を置き竹島を隠岐島庁の管轄区域に改めて指定した勅令

No.19 明治42年勅令54号

報H30/P9 1909年(明治42年)3月29日

資料概要

1909年(明治42年)に、隠岐島を島庁を置く島地に指定するとともに、竹島を隠岐島とともに改めて隠岐島庁の管轄区域に指定する勅令。

これより先に隠岐島庁は、1888年(明治21年)5月7日付の島根県令第51号により隠岐国周吉郡西郷町に設置されていた。その後、府県の機構を規定する地方官官制の改正があり、1890年(明治23年)勅令225号地方官官制第52条によって「勅令ヲ以テ指定スル所ノ島地ニ特ニ島庁ヲ置ク」との規定が設けられた(P37参照)。

そこで、1909年(明治42年)に至り、正式に勅令によって隠岐島が島庁を置く島地に指定されることとなり、その管轄区域の中に竹島が明記された。

内容見本

朕島庁ヲ置ク島地指定ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
(御名御璽)

明治四十二年三月二十九日

(略)

勅令第五十四号

島庁ヲ置ク島地左ノ通指定ス

府県名 島庁名 管轄区域

(略)

島根県 隠岐島庁 隠岐島、竹島

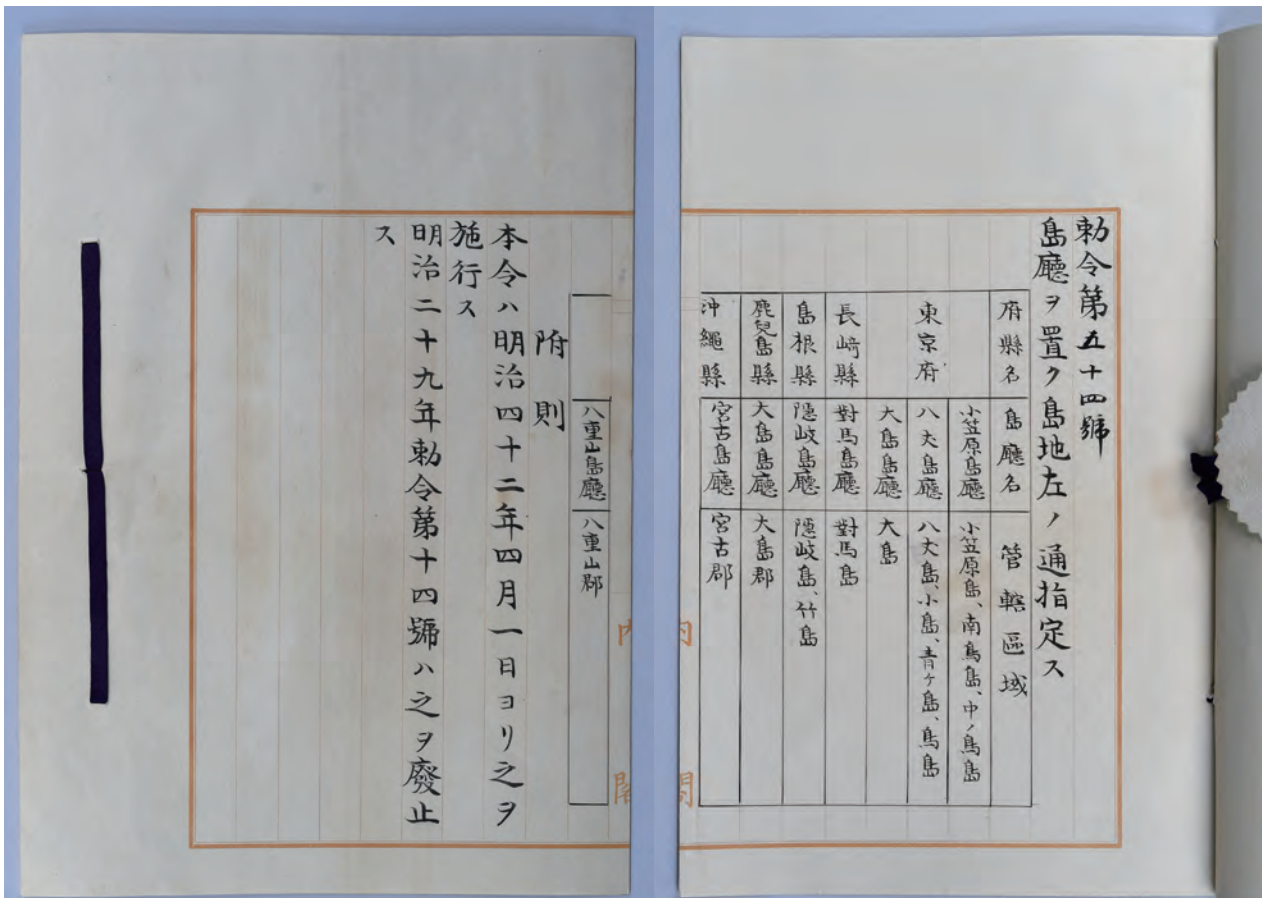
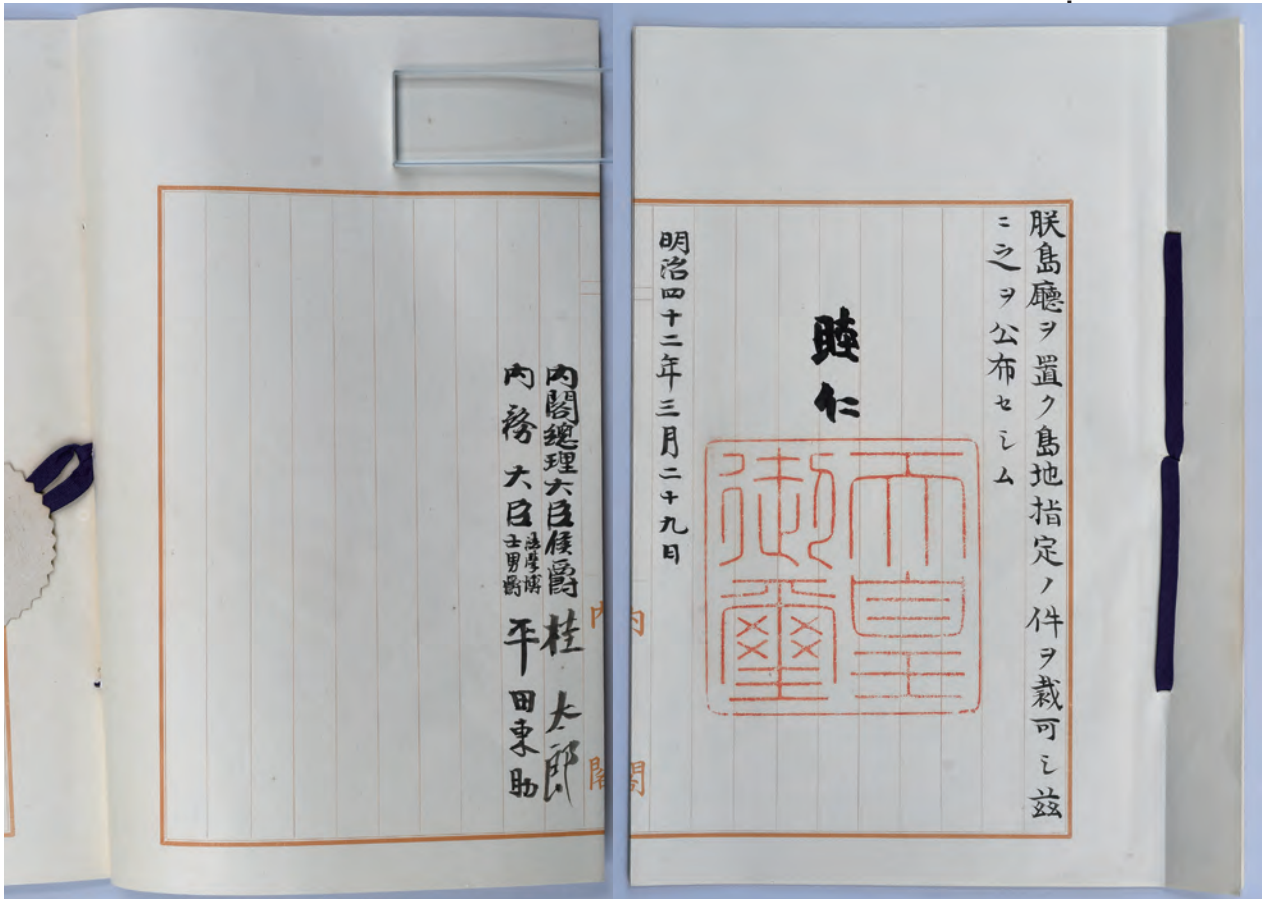
(略)

						島 廳 ヲ 置 ク 島 地 左 ノ 通 指 定 ス
鹿 兒 島 縣	島 根 縣	長 崎 縣		東 京 府	府 縣 名	
大 島 島 廳	隠 岐 島 廳	對 馬 島 廳	大 島 島 廳	八 丈 島 廳	小 笠 原 島 廳	
大 島 郡	隠 岐 島、 竹 島	對 馬 島	大 島	八 丈 島、 小 島、 青 ヶ 島、 鳥 島	小 笠 原 島、 南 鳥 島、 中 ノ 鳥 島	管 轄 區 域

所蔵: 国立公文書館

該当部分拡大

作成年月日	1909年(明治42年)3月29日
編著者	内閣
発行者	内閣
収録誌	-
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立公文書館
利用方法	国立公文書館アジア歴史資料センターウェブサイト閲覧を行う



御署名原本(資料画像は国立公文書館の許可を得て作成)